

◆平成26年度決算に基づく本町の健全化判断比率及び資金不足比率

指 標 名	健全化判断 比率等	総務省が定める基準		備 考	
		早期健全化 基準	財政再生 基準		
実質赤字比率	— (—)	15.0%	20.0%	「普通会計決算実質収支額」は実質黒字のため、当該比率はなし(「—」表示)	
連結実質赤字比率	— (—)	20.0%	30.0%	「企業会計以外の全会計決算実質収支額」及び「企業会計資金不足・剰余額」の合計額は実質黒字のため、当該比率はなし(「—」表示)	
実質公債費比率	15.5% (15.5%)	25.0%	35.0%		
将来負担比率	246.1% (254.5%)	350.0%	—		
資金不足 比率	水道事業	— (—)	20.0% (経営健全化基準)	—	「資金不足・剰余額」は実質黒字のため、当該比率はなし(「—」表示)
	下水道事業	— (—)			

※ () は前年度比率等

- ・実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、財政健全化計画の着実な実施などにより、黒字を維持しているため比率はありません。しかし、景気低迷や住民の高齢化などの影響により、歳入では町税のうち個人住民税が昨年に続き大幅に減収し、また歳出では、社会保障関係経費の増大が見込まれるなど、財政運営は依然厳しい状況が続く見込みです。
- ・実質公債費比率では、町債の償還金は毎年減少傾向にありましたが、25年度に土地開発公社精算のため借入れた三セク債の元利償還の開始に伴い、26年度は前年度と同率となりました。なお、今後しばらくは比率の増加が予想されるものの、早期健全化基準である25%を超えることはないの見込んでいます。
- ・将来負担比率は、昨年度に比べて8.4%減少しており、今後も町債などの負債が減少傾向にあることから、比率も減少すると見込んでいます。しかし、県内では依然高い水準にあるため、更なる比率の減少に取り組んでいきます。
- ・資金不足比率では、19年度以降、水道事業及び下水道事業ともに資金不足額が生じていないことから比率はありません。